

受章おめでとうございます

古澤實氏が瑞宝小綬章

平成20年春の叙勲伝達式が5月12日、国立劇場で行われ、古澤實氏（小川）に瑞宝小綬章が授与されました。古澤氏は、昭和33年から平成5年3月まで教職に携わり、職務に精励されました。



退職後は、小川町の教育委員に就任し、その後合併までの10年間、小川町教育長を歴任されました。これら長年の実績が認められ、受章したものです。誠におめでとうございます。

國安喜一郎氏が黄綬褒章



平成20年春の褒章伝達式が5月16日、農林水産省で行われ、國安喜一郎氏（久那瀬）に黄綬褒章が授与されました。

國安氏は早くから農業経営にハウス栽培を導入し、試行錯誤しながら集落のハウス栽培の礎を築きました。また、久那瀬農産物販売組合を組織し、県内でも草分けとなる農産物直売所を開



設。以来20年間、副会長として会長として組合員をリードし、農産物直売所活動の基礎を築き上げました。その地道な努力が実を結び、受章されたものです。

6月から改正道路交通法が施行されます

平成19年6月20日に交付された道路交通法の一部を改正する法律の一部が、平成20年6月1日に施行されます。

一人ひとりが交通ルールを守り、事故のない快適な交通社会をつくりましょう。

おもな改正点は次のとおりです。

■被害軽減対策

後部座席シートベルトの着用義務付け

自動車の運転者は助手席以外についても、シートベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはいけません。



乗車用ヘルメット着用努力義務の導入

13歳未満の子どもの保護者は、子どもの自転車乗車時に乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

自転車乗車時とは、自転車を運転させるとき、補助いすなどで同乗させるときの双方をいいます。

■高齢運転者対策

75歳以上の運転者に対する「高齢運転者標識」の表示義務付け

75歳以上の方は普通自動車を運転する場合、「高齢運転者標識」（通称「もみじマーク」）を表示しなければなりません。

■自転車利用者対策

普通自転車の歩道通行可能要件の明確化

歩道通行ができる要件
・「普通自転車の歩道通行可」の標識が設置されている歩道



「普通自転車の歩道通行可」

・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転するとき
・車道または交通の状況からみてやむを得ない場合



「高齢運転者標識」通称「もみじマーク」

【罰則等】2万円以下の罰金、基礎点数1点、反則金4千円
高齢運転者標識を表示した車両に対する幅寄せ、割り込みは従来から禁止されています。「5万円以下の罰金、基礎点数1点、反則金6千円（普通車の場合）」

議長に小川洋一氏 副議長に薄井和平氏が就任

5月2日に開催された第3回町議会臨時会で、正副議長の選挙、各常任委員の選任などが行われ、議会の構成が決まりました。

投票の結果、議長に小川洋一氏（松野）、副議長に薄井和平氏（小川）が選出されました。

各常任委員会、議会運営委員会等の構成は次のとおりです。（敬称略）

は委員長

は副委員長

総務企画常任委員会

岩村 文郎 原田 照信
福島 泰夫 川上 要一



小川洋一議長

教育民生常任委員会

阿久津武之 鈴木 和江
鈴木 雅仁 石田 彬良
大森 富夫 小川 洋一

産業建設常任委員会

橋本 操 小林 盛
益子 明美 大金 市美
桑原 勇一 杉本 益三

議会運営委員会

川上 要一 石田 彬良
岩村 文郎 阿久津武之
橋本 操 大金 伊一

議会広報特別委員会

益子 明美 鈴木 雅仁
小林 盛 福島 泰夫
川上 要一 大森 富夫



薄井和平副議長

長寿(後期高齢者)医療保険料の納付方法

保険料の納め方には、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書または口座振替による納付）の2種類があります。納付方法は、法律で定められた条件に基づき決定されているため、本人が納付方法を選択することはできません。

●特別徴収の対象となる方

1年間の基礎年金額が18万円以上であり、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、基礎年金額の1/2を超えない方

●普通徴収の対象となる方

特別徴収の対象とならない方が、これに該当します。



下記の表は、平成20年3月31日現在、加入していた健康保険ごとの納付スケジュールを示したものです。

平成19年9月以降、保険が変更になった方や75歳になられた方については、異なる場合もありますので、ご了承ください。

H20.3.31時点で加入していた保険		対象となる区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険		特別徴収												
		普通徴収												
社会保険	本人	特別徴収												
		普通徴収												
	被扶養者	特別徴収												
		普通徴収												

印は、年金からの天引きする月

印は、納付書または口座振替による納付する月

本人が社会保険に加入していた場合、特別徴収の対象となる方でも、本年の7～9月は納付書または口座振替による納付になります。

問い合わせ：住民生活課保険年金係 ☎0287-92-1112